

漁業燃油高騰対策の更なる充実を求める決議

長崎県における水産業は、燃油高騰に伴う出漁日数の減少等による漁業生産額の減少、魚価の低迷、若年層の漁業離れに伴う漁業者の減少等、危機的状況にある。

特に、漁業経費の3割以上を占めるといわれる燃油の高騰は、漁業経営に深刻な影響を与え、全国漁業協同組合連合会に所属するイカ釣り漁船約4千隻が、本年4月26日・27日に一斉休漁するなど、長崎県はもとより、日本の景気への影響も危惧されているところである。

このため、国においては、漁業用燃油等の価格上昇が経営に及ぼす影響を緩和する仕組みとして、漁業経営セーフティーネット構築事業を実施し、さらに、平成26年度末を期限として、新たに特別対策発動ラインを設け、その補填金に係る国の負担割合を引き上げるなどの緊急特別対策を決定しているが、当該事業への漁業者の加入率は、近年の漁業生産額の減少等により、積立金の負担が厳しいことや、燃油の年間使用量が少ない漁業者にとっては、補助額が少額となりメリットが少ないこと等の理由により、長崎県においては、平成25年3月末日時点において、10.8%に留まっており、県内の一部市においては、この危機的状況に対し、独自の努力により燃油価格に対する補てん策を講じている現状にある。

国においては、こうした状況に鑑み、セーフティーネットについては、特別対策発動ラインを現行制度まで引き下げるとともに、発動基準の平均価格の算出根拠を見直し、原油高騰が始まる平成16年3月以前の価格を基準とする程度まで引き下げることが強く要請する。

以上決議する。

平成25年8月20日

長崎県市長会